

令和2年第2回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 令和2年7月21日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年7月21日 午前9時宣告

開 議 令和2年7月21日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 6 番 邑田 昌平 7 番 森 正彦

令和2年第2回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和2年7月21日 午前9時開議

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 町 長 挨 拶 |
| 日程第4 | 報告第 3 号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について) |
| 日程第5 | 議案第 5 8 号 令和2年度佐川町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第6 | 議案第 5 9 号 令和2年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第1号) |

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから令和２年第２回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は１４人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりとします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２６条の規定によって、６番、邑田昌平君、７番、森正彦君、両名を本臨時会の会議録署名議員といたします。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日と決定をしました。

日程第３、町長挨拶を行います。

町長（堀見和道君）

皆さんおはようございます。議員の皆様のお出席をいただきまして、第２回臨時会を開催できますことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

本臨時会に提案させていただいております議案につきましては新型コロナウイルス感染拡大に対する補正予算となっております。一般会計と学校給食特別会計の補正予算となっております。

今、日本全国では第２波ではないかということで感染が拡大をしております。高知県におきましては幸い全国の動きとは違って落ち着いた状況になっておりますが、佐川町としましては第２波が高知県、佐川町にやってきたときに対する備えの他、飲食店を初めとする事業者、店舗の振興を図るための今回は補正予算の提案とさせていただいております。ぜひ、議案につきましては議員の皆様から御提言御質問いただきまして住民の皆さんへにとってより良いものとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の臨時会何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（岡村統正君）

以上で町長挨拶を終わります。

日程第４、報告第３号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長（堀見和道君）

それでは報告案件について御説明申し上げます。

報告第３号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告につきましては高知市南御座１０番２３号先路上で発生した事故に対する損害賠償の額の決定を地方自治法第１８０条、第１項の規定に基づき令和２年７月１３日に専決処分をしましたので同条第２項の規定により報告するものであります。

事故の概要は令和２年６月５日、午前１１時２８分頃、会計年度任用職員が高知市内の手芸用品専門店へ資材買い出しのため出張していた際、交差点を左折しようとしたところ右方向から車が来ていたので慌てて後退し、後ろに停車させていた車に衝突し、破損させたものであります。

賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は５０万６,７２６円であります。

報告は以上でございます。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

３番（西森勝仁君）

報告第３号は専決処分の報告でありまして、その効力に影響を与えるものではないということは重々承知をしておりますけれども、この数年来こうした事故が相次いで報告されているところであります。公用車に関する町民の厳しい目がある中で、今回の事故は損害賠償金も５０万超えるというふうに非常に高い金額であります。

この事故の内容につきましては先ほど簡単な説明がありましたけれども、交差点で左折しようとしたときに右から車が来たので慌ててバックして後ろに停車していた車に衝突したと、こういうことでありますが、この交差点に信号機、これはなかったのか。信号機があれば信号無視して左折しようとしたことになろうかと思いますが、どのような状況にあったのか。信号機がないとなれば当該運転手は右に車がいるということは視野に入っていたと、こういう状況

だったのではないかと思います、そういう状況の中にあって自分が突っ込んでいく、割り込んで出れば右側から来る車はブレーキを踏んで減速してくれると想定していたにもかかわらず、減速してくれなかったのが慌ててバックしたと。だから突っかったのではないかと。こういうふうに思うところですが、事実関係はどういうふうに報告されているのかお尋ねをしてみたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えします。事故の状況についてももう少し詳細に説明をさせていただきます。

事故の現場は高知駅の南側から大津、高知市内の大津へ向かう大津バイパスに会計年度任用職員が運転する車両が左折で合流をしようとしたところで発生をしております。

この合流部は信号制御がされていない交差点になっておりまして、非常に交通量の多い大津バイパスへ左折で合流をするというときに運転する車両が前方部、ボンネットの部分が車道へちょっとはみ出していると運転者が思って慌ててバックをしたというところでございます。

原因は後方確認が十分ではなかったということが原因でございまして、注意不足ということでございます。

今後はこのようなことがないように指導してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

3 番（西森勝仁君）

今、チーム佐川の課長から説明があったわけでありましたが、私は思うに今回のこの事故もある意味起こるべくして起こった事故じゃないかというふうに思っているところであります。

私は以前にもお話ししたかと思いますがけれども、もう4、5年前かな、日高村の岩目地の交差点で私が給油所に立ち寄っているときに国道の信号が赤だったわけでありまして。赤になってから一息、二息、だから1秒、2秒は過ぎていたと思いますけれども、このときに東のほうから2人乗りのバンが突進してきたと。制限時速、あそこは50キロだったと思いますので、その車のスピードは恐らく6、70キロくらい出ていたんじゃないかと思います。

私はびっくりしまして、「えっ」と思ってとっさに運転している人と隣の助手席にいる人の顔を見たわけですが、その距離とは恐らく10メートルあるかないかくらいですので、はっきり認識できたわけ

であります、その2人の顔に私は見覚えのない顔でありました。

しかし、その私の目前を通過したときすぐにそのバンを見たとき佐川町と書いてあった。これはしかしゆゆしきことだと思ひまして、その翌日に役場のほうに連絡をしましたが、それからどういうふうな経過になったかは知りませんが、夕方5時頃のことでありましたので、その職員も早く帰りたいという気持ちは分らんわけではありませぬけれども、こうしたルール違反や横着な運転が横行しているのではないかとこういうふう思うわけであります。

都会から来た地域おこし協力隊員などは車の運転の未熟な人もいるとは思ひますけれども、職員の中にもいるかも知れませぬけれども、ルール違反、マナー違反、更に今言ひましたような横着な運転をしている人がおりますので、こうした実態は町民の目には本当に厳しく映っております。

これは以前にも私が指摘したとおりであります、こうしたことを副町長に以前話をしました。一般質問でもしました。そうすると町民の意見としては協力隊員の乗る車については協力隊と書いちゃってもらいたい。そうせんと一般職の職員と間違えたらかわいそうじゃないかと。そのステッカーを貼ってもらいたいと、こういうことでしたのでその提言もし、一般質問でもお尋ねをしたところですが、同じ町職員だからその気はないということでありました。それはそれで仕方がないかも知れませぬけれども、今言ひましたように私はこうした事故は起こるべくして起こったと、これからも後を絶たない。こういうふう思っているところであります。

そこでお尋ねをしたいところですが、こうした当事者につきましては顛末書あるいは始末書一本で一件落着としているのか、再発防止対策はどうなっているのか。また、職員の起こしたこうした責任は町長に一切あるわけでありませぬけれども、堀見町長は町長、堀見和道に対してなんらかの処分案、こういったものを検討したことがあるのかないのか。こういった事例についてはこれからどうしていくおつもりなのか、どう指導していくつもりなのか、改善するのか。お考えがあればそのあたりをちょっと改善策を。このままやったら本当に後を絶たないと思ひます。

町長（堀見和道君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、再発防止策ということになります。これまでも庁議の場で

も何回も話をしました。また事故のあった担当課の幹部には直接気を付けるようにという話もしました。繰り返し繰り返し何度も伝えております。今日はこの定例会の場で西森議員から御質問いただきました。御意見もいただきましたので、幹部の皆、課長の皆もしっかりと話を聞いております。また改めて再発防止に向けてしっかりと幹部から部下に伝達をしてもらうように徹底をしていきたいと考えております。

なお、この今回の件につきまして私の処分ということを考えたことはございません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

幹部全員がいるのでしっかりと検証もし、検討してくれるということです。早急にきちんとした対応をとっていただきまして再発防止を徹底していただきたいと思います。

この5、6年前にも恐らく協力隊やと思いますけれども林業用のバケット180万が盗まれたよと。これは私は新聞でしか見ることができませんでしたが、あんな重たい物が盗まれる。これはずさんな管理以外の何物でもないですよ。ですから取っていくほうも早くから品定めというか、現場もチェックして周到な計画の元に臨んでいったと。ずさん管理そのものではないかと思いますので、しっかりとやっていただきたいと。

一連のことについてはまた9月議会で、これで3回目の質問ですのでしっかりとお尋ねをしていきたいと思います。

9月までに取られたり事故が起こらないようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第5、議案第58号、令和2年度佐川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは提出議案について御説明申し上げます。

議案第58号、令和2年度佐川町一般会計補正予算（第3号）につ

きましては今回、歳入歳出それぞれ 4,333 万 8 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 93 億 8,584 万 6 千円とするものであります。なお、議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から議案第 58 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして主なものについて説明をさせていただきます。

町長の挨拶にもありましたように今回の補正予算につきましては新型コロナウイルス感染症関係の予算ということになっております。歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の 10 ページ 11 ページをお開きください。10 ページ 11 ページになります。

11 ページの上から説明をさせていただきます。

2 款、1 項、11 目、新型コロナウイルス対策費、1 節の報酬の 93 万 6 千円とその下の 3 節、職員手当等の 9 万 2 千円、その下の 4 節、共済費 16 万 1 千円、その下の 7 節、報償費 500 万円、その下の 8 節、旅費 1 万 6 千円、10 節、需用費、この説明欄にあります消耗品費のうち 29 万 5 千円、その下の印刷製本費 80 万円、その下の 11 節、役務費 10 万円、その下の 12 節、委託料説明欄の佐川町商店 P R 冊子作成委託料の 110 万円、これを合計いたしますと 850 万円になります。この 850 万円は商店街スタンプラリー事業の経費といたしましてこの事業に従事いたします会計年度任用職員の人件費やスタンプラリーの景品、事務費用ということになっております。

次に同じ 11 ページの中ほどになります。12 節委託料、説明欄のコロナウイルス感染拡大対策プレミアム付商品券委託料の 2,500 万円はプレミアム付商品券事業を佐川町商工会に事業委託し、実施するものとなっております。

その下の段になります。17 節、備品購入費の 811 万 8 千円。こちらは避難所用パーテーション 60 組分の 739 万 2 千円と簡易体温測定器を 2 台購入いたしますその購入費用 72 万 6 千円となっております。

その下の段になります。18 節、負担金・補助及び交付金の 100 万円はこのコロナウイルスによりまして需要が激減している貸し切りバスの利用回復につなげるとともに、感染症対策の実施で利用者の

借り上げ台数が増えることによる負担を軽減するため町内利用者に対し貸し切りバスの借上料の一部を助成するものとなっております。

その下の表になります、3款、3項、2目、児童福祉費、18節、負担金・補助及び交付金の600万円は出産後の経済的な支援及び子供の健やかな成長を応援するため、国の特別定額給付金の対象外となった新生児を対象に1人につき10万円を支給するものとなっております。給付の対象者は令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれ、佐川町に住民登録をした子供を予定しております。ただし、里帰り出産等のため一時的に転入し佐川町で生まれた場合や他の市町村で同様の給付金を既に受給している場合、令和2年4月28日以降に佐川町外で生まれてから転入してきた場合などは支給対象外とする予定としております。

その下の表になります、6款、1項、1目、商工振興費、18節、負担金・補助及び交付金の100万円は高知県のリョーマの休日キャンペーンモニターツアー造成支援事業費補助金への上乗せ拡充となっております。県補助対象経費の超過分及び県補助対象外経費についても認め、ツアー造成にかかる費用全般について補助するものということになっております。

続きまして12ページ、13ページをお開きください。

9款、2項、1目、学校管理費の補正額、1節の報酬費から8節の旅費まででありますけど、これの合計額121万9千円は会計年度任用職員として斗賀野小学校に校務支援員を雇用する費用となっております。

その下の2目、教育振興費、8節、旅費の45万円は黒岩小学校の修学旅行、予定しております修学旅行が中止になった場合のキャンセル料として45万円を見込んでおります。

その下の13節、使用料及び賃借料の49万円は先ほどの黒岩小学校の修学旅行が実施できた場合のバス借上料で、3密を避けるための追加費用となっております。

その下の17節、備品購入費の△1,073万2千円は斗賀野小学校などへの電子黒板購入費の減額で、臨時交付金対象事業として他の学校と一緒に購入する予定としたため、当初予算のほうを減額するものとなっております。

その下の3目、放課後児童対策費、10節、需用費の40万5千円は新型コロナウイルス感染症対策として使用する消毒液、マスク、体

温計などの消耗品となっております。

その下の 14 節、工事請負費 23 万 1 千円は放課後児童クラブ施設整備工事としてエアコンを 1 台設置するものであります。

その下の表になります。3 項、2 目、教育振興費、11 節、役務費の 20 万円とその下の 13 節、使用料及び賃借料 32 万 4 千円は 3 密を避けるための追加費用といたしまして、部活動遠征の運転手代と県体参加バスの借上料となっております。

その下の表の 4 項、2 目、17 節、備品購入費 36 万 3 千円とその下の 10 目、文化会館費、17 節、備品購入費 36 万 3 千円は簡易体温測定器を文化センターと桜座に各 1 台購入するものとなっております。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。8 ページ、9 ページをお開きください。8 ページ、9 ページになります。

9 ページの上から説明をいたします。

14 款、2 項、5 目、教育費国庫補助金、3 節、小学校費補助金の 17 万 8 千円は歳出の放課後児童対策費で説明をいたしました、新型コロナウイルス感染症対策として使用する消耗品に係る補助金となっております。

その下の 8 目、総務費国庫補助金、1 節、総務費補助金の 4,825 万 6 千円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

その下の表の 15 款、2 項、6 目、教育費県補助金、2 節、小学校費補助金の説明欄の放課後児童対策事業補助金 1 万円とその下にあります放課後子ども教室事業補助金の 13 万 5 千円は歳出の放課後児童対策費で説明しました新型コロナウイルス感染症対策として使用する消耗品に係る補助金となっております。

その下の高知県校務支援員活用事業費補助金 61 万 4 千円は歳出で説明しました斗賀野小学校に校務支援員を雇用する費用に係る補助金となっております。

その下の表になります。8 目、消防費県補助金、1 節、消防費補助金の 480 万 5 千円は歳出で説明いたしました拠点避難所へのパーテーション整備などへの補助金となっております。

その下の表になります。18 款、1 項、1 目、財政調整基金繰入金の△106 万 8 千円は今回の補正の歳入増額により繰入額を減額するものとなっております。

その下の 2 目、その他基金繰入金の△959 万 2 千円は歳出で説明

しました斗賀野小学校への電子黒板購入費の減額に伴い財源として
おりましたふるさと納税給付金基金からの繰入金を減額するもの
となっております。

説明は以上でございます。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

5 番（坂本玲子君）

お伺いします。今回の議会でさまざまなコロナ対策が提案されて
いますが、今までやってきた対策への検証も必要かと思います。

そこで何点かお伺いします。

特別定額給付金 10 万円の給付状況はどうなっているか。まだ給付
できていない件数とまだの世帯への対応配慮についてお伺いします。

次、事業者への持続化給付金の申請数はどうなのか。国保料等の
減免申請はどうなっているか、水道料の減免件数はどうなっている
か。佐川支え合い基金の状況はどうかなどについてお伺いします。

もう 1 点、今回の備品購入費でマスクの備蓄のための購入がされ
る予定だと思いますが、マスクの使用期限がゴムの部分の劣化で 5
年程度と聞いたことがあります。今のマスクにはゴムを使わずに不
織布でゴムの部分を作っているものもありますが、そういうマスク
購入の際には使用期限が長くなるような工夫をしていただきたいと
思います。それについてはどのようにお考えかお伺いします。

3 番（西森勝仁君）

今の質問がこの予算書に直接関係ない質問のように思いますが、
これは緊急質問なのか。緊急一般質問なのか。緊急一般質問となれ
ば議会の同意が必要ですがどういうふうに解釈したらいいで
しょうか。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 32 分

再開 午前 9 時 33 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この予算書に対しての、補正予算書に対しての中身の疑義という

ことで質問をしていただくようにお願いします。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩　　午前 9 時 34 分

再開　　午前 9 時 35 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番（坂本玲子君）

質問の訂正をさせていただきます。

今回、検証について先ほど言った部分、特別定額給付金とか持続化給付金、国保料、水道料、佐川支え合い基金の部分の質問は削除させていただきます。

そしてマスクの備蓄についての質問だけでやって、お答えいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今回の補正予算で計上させていただいておりますマスクにつきましては学校関連のマスクの備蓄と、備蓄と言いますか購入ということになっておりますが、町のほうにも避難所対策としましてマスクの購入を予定しておりますので私のほうからあわせて説明のほうさせていただきます。

マスクの備蓄につきましてはまだ注文しておりませんので先ほど坂本議員がおっしゃられたように確かにゴムの劣化等でマスクの期限というのは決められておるようです。ゴムの劣化等も含めましてそのようなものがないかどうかということを今一度もう一度考えまして、それに合ったような保存期間の長いようなマスクを購入するようにしたいと思っております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

11 番（中村卓司君）

参考のために聞かしていただきたいと思いますが、新生児の 600 万ということで予算、補正組まれておりますけど、今までの実績というか大体子供たちが産まれる人数の合わせてこの人数と思うけど、参考のために何人くらい 1 年間に生まれてるのか聞かせていた

だきたい。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。近年ですね、年間で佐川町出生数ということでは 60 人前後でございます。

今回補正をさせていただいた積算といたしましては 10 万円掛ける 60 人ということで、これについては 4 月 28 日以降、現在まで生まれている人数と現在妊娠届を出されている数、それからそれ以降 3 月末までに生まれる予定、見込みということで 50 人に少しということと合わせて最大 60 人までであろうということの積算で予算額を提出させていただいております。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

この新型コロナの対策の中のプレミアム付商品券の事業、それから商店街のスタンプラリーの事業、これの中身、概要を少し説明をしていただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、プレミアム商品券のほうですけれども、プレミアム分が 2 千万円を予定をしております。プレミアム分が 50% ということで予定をしております。1 枚額面 500 円の商品券を 15 枚の 8 千冊を発行する予定としております。

その他の事務費として印刷費であったり、チケットの印刷、商品券の印刷、チラシの印刷、あるいはチラシ等ポスティング等で町民の方にお知らせするとか。あと販売と換金のほうの手数料、それを合わせて 500 万、全体で 500 万、最大 500 万ということで見込んでおります。

商店街スタンプラリーのほうにつきましては景品のほう、今詳細についてはまだ計画段階、今現在計画段階でございますけれども、9 月以降毎月スタンプラリー、商店街回っていただいた個数等に応じて応募していただきまして、毎月町内の、町内事業所から商品を購入してそれをプレゼントにあてるというふうなことを計画をしております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

今、説明の中になかったような気がしますが、そのプレミアム付

商品券の 50% 部分の、例えば 5 千円に対して 2,500 円の部分は飲食業に限るといふような説明を前段でいただいていたかと思うんですが、それは間違いなければそういうふうにした経緯というか、どういった中でそういうことに決まったのか教えていただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。特に町内の今回のコロナウイルスで影響を受けているところが飲食店が多いということで、プレミアム分の 1 枚あたり、1 冊あたり 5 千円で購入させていただいて 7,500 円分のチケットがあるという形になりますので、少なくともそのプレミアム分につきましては町内の飲食店に限るといふような格好で 2 種類のチケットでの販売というふうに、15 枚の 1 冊分のうち 5 枚が飲食店に限るといふ仕組みで商品券のほうを作っていきたいと考えております。

この経過につきましては、他にも量販店の、他の町村で量販店で使えるのが全体の 3 割程度とそういったような仕組みを作っている市町村がありまして、そういったような 2 種類のもので、特に飲食店等に支援ができないかというお話がありましたことからこういったような仕組みをつくるような形にしたところでございます。

特に町のほうからプレミアムが付く分の額につきましては少なくとも飲食店のほうで使っていただきたいと思います。で、もちろんプレミアム付いていない分につきましてはそれ以外の事業所、飲食店も含めて使っていただけるような仕組みにはなっておりますけれども、そういったような形で御利用いただければということでつくったものでございます。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

予算書の 11 ページとそれから 13 ページの上段で会計年度任用職員の報酬で 2 人分の予算が計上されてると思うんですけども、これは後ろの表の一般職、それから給与費の明細があると思うんですけども、そこに会計年度任用職員が 2 増えて 198 から 200 に補正されて、この 2 に相当するのかどうかをちょっと確認させてください。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。後ろのほうの給料費の明細書のところのイの会計年度任用職員というところで補正前の人数が 198 人、補正後が

200 人ということで比較で 2 が増えておるということの御質問やっ
たと思います。この件に関しましては橋元議員がおっしゃられると
おり今回の 2 名分の増ということになっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

6 月議会のときにも質問しましたが、本来、佐川町定数条例
にそって職員が配置されてると思うんですけども、定数条例の中
には 1 から 10 まで職種を分けて定数を決めてあります。このうち明細
の中でアの会計年度任用職員以外の職員が 110 になっておりますけ
ども、補正をされてですね。この中に含まれてる定数内の職員でい
うのは定数条例の中の 1 から 10 の中のどれに該当するのか、すいま
せん、教えていただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。すいません、ちょっとその定数条例を手元
に持ってはおきませんので詳細についてはあとで御報告をさせてい
ただきたいと思いますが、この一般会計の予算書に載っておる職員
の中の定数条例に入るものということになろうかと思います。

まず、町長部局の者、そして議会の事務局の者もこの一般会計の
予算書の中に入っております。あと農業委員会の者、それとあと教
育委員会。通常、定数条例上は町長部局、農業委員会、議会事務局、
教育委員会の部局は定数条例上それぞれで定数を定めておりますけ
れど、この一般会計の予算書ということでその中の人数に含まれて
おるという計算になっております。詳細につきましてはあとで詳し
く調べて御報告をさせていただきたいと思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

6 月議会のときにも質問いたしましたけれども、本来定数配置さ
れている数からすれば圧倒的に定数不足の配置かなというふうに捉
えていいのかなと思うんですけども、そこら辺含めてあとでまた詳
しく教えていただければと思います。以上です。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

先ほど総務課長の説明によりますと、コロナ対策の一環として商
店街活性化のためにトータル 850 万円ほどを計上しているというふ
うに説明があり、松浦議員を初めそれぞれの方から質問があつてお
りますが、この 11 ページの報償費の 500 万、記念品であります、

これは1点目にどんなものをどれだけ調達する予定なのか。そして委託料のコロナウイルス感染拡大対策プレミアム付商品券委託料、これは商工会に委託するようであります。以前の説明ではプレミアム付で7,500円になろうかと思いますが、この商品券を購入できる人については抽選で決めるやに説明を聞いたこともあります。そのプロセス、これはどういうふうになっているのか。

また、大型店舗を除き、大型店舗と言いますかサンシャイン、サンプラこういったものを除いて個人の商店のうちにその中でも参入する飲食店だけを対象として決めるとこのような説明があったのではないかと私は理解しておりますが、偏ったりあるいは不公平になったりする恐れはないのか。また、この委託する商工会が取り扱うと思いますが、佐川町商店のPR冊子作成委託料、これは商工会が委託して独自で作るのか。委託する内容をですね、そういったもの、そしてこの7,500円をいくら分、これを1冊としたら何冊まで購入が可能なのか、まず、この点お尋ねします。

産業振興課長（森田修弘君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、スタンプラリーの景品のほうですけれども、町内の業者から仕入れるということを決めておりますけど、まだ詳細にどれぐらいの商品をとるか1品あたりいくらとかっていうことをまだ詳細には決定しておりません。全体で500万円くらいを予定をしておるということでございます。

続きまして、プレミアム商品券の抽選方法ですけれども応募方法を一応ウェブ上での申し込みとそれから郵送等紙での申し込みと申込書による申し込みと両方していただくような予定をしております。その中で抽選方法等につきましてはまだ詳細には決めておりませんが、リストの中から乱数表なりを用いてピックアップをしていくというようなリストを作った上でやっていくような形になるかとは思いますが。

それから大型店舗を除いて対象の商店のほうに限られるのではないかと思います。大型店舗を除く予定をしております。そのことによりまして参加店舗が前回の商品券等のときよりも増えて登録をしていただけるものと思っております。どうしても換金等の手続き等が要りますので一旦申し込み等していただいて登録していただく必要があるかと思っておりますので、その流れでやっていく予定を

しております。

佐川町商店のPRの作成委託料、PR冊子のほうですけど、これにつまましてはスタンプラリー等をやっていく中で店舗のほうを紹介していく、あるいは今後の商店の活性化につなげれるような冊子を作っていければということで委託料を組んでおります。ただ、まだ商工会に委託をするとかちょっと委託先についてはまだ決定をしておりません。今後検討していくような形になるかと思います。

1人何冊購入できるかということですが、現在のところ1人10冊を限度ということで考えております。もし応募者が少ないようでしたら追加募集とかそういったような形になろうかと思います。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、担当課長から説明をお伺いしたわけですが、私としましては釈然としない説明であったかなと。アバウトな部分が非常に多かったんじゃないかというふうに思いますが、分かっている範囲内で説明をしていただいたというふうに理解をしておきます。

その商工会に委託する部分ですが、印刷費もありますし商工会に放り任せをすることなくして、当然とは思いますが印刷するにしても町内業者を使ってもらいたい。これはちょっとしっかりと指導して商工会がやるから町外業者に流れるということは考えられんわけですが、各世帯に配ったぐるぐるバスの時刻表も町外業者で印刷し、配ってあんな立派なものを配っているわけですが、あんな簡単な物は町内の業者で必ずやってもらいたい。これは町長に確約してもらいたいですが、いかがなものか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。商工会に委託をして事業として遂行してもらおうということになっておりますが、改めて商工会のほうには町内事業者を活用してやってほしいという旨は伝えたいと思います。以上です。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

12 番（永田耕朗君）

プレミアムの2,500万ですが、先ほどの振興課長の答弁では8千冊ということでございますが、単純に8千冊で2,500円のプレミアムということは実質2千万の上乗せということですが、既に

県下各自治体では早くからこういったことに取り組んでおりまして佐川町も遅きに失したとやっとうこういうことが打ち出されたかと思いますが、先ほど1人10冊までというような説明でありましたが、仮に1人10冊ということになりますと800人、わずか800人しか行き渡らない、1人1冊にしても8千人ということで1万2千人以上の人口に対して1人1冊行き渡らないわけでありましてここらへんの不公平感というか、今後において第2段、第3段とこういったものの取り組みを町長はお考えなのか、そこらへんが1点。

それとこのプレミアム商品券の2,500円の分に対して飲食業者に対しての使用可能というような説明があったかと思いますが、やはりこの皆飲食店に行くにしても偏ったお客さんの行動があった場合にはこの2千万が飲食業界に均等に行き渡らないという危惧もされるわけでありまして、そうしたときにどうしても今のこの2千万、1回かっきりでは効果が薄いのではないかということではやはりもっとも第2段、第3段ということが望まれるのではないかと思います。そこらへんの町長の今のお考えをお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点では第2弾、第3弾をいつやるということは決めておりませんが、今後状況を見ながら検討していくことになろうかというふうに思います。

ただ、このプレミアム付商品券を買われなかった方も次、第2弾としてはスタンプラリーで記念品を景品をとということでプレミアム付商品券の次にスタンプラリーも用意をしておりますので、この2つの形で商店街の振興を図っていきたいというふうに担当課並びに商工会のほうで話し合いをして決めておりますので、いずれにしても今後様子を見ながらどういう手を打っていくかということは考えていかなければいけないなというふうに思っておりますが、現時点では特に第2弾、第3弾ということでは考えておりません。以上です。

12番（永田耕朗君）

問題は今この佐川町内で一番厳しい状況であろうと思う飲食業者に対しての支援ということが一番の課題であろうと思いますので、このプレミアム事業が飲食業者に均等に行き渡るような方向、方法を見定めながらまた今後の取り組みというものを執行部として検討しながらこの振興事業の成功を私どもも見守っていきたいと思いま

すが、この今回の実際 2,500 万でありますけど、実質 2 千万の事業ということでございます。これではとても少ないと私どもは今考えております。ぜひとも 2 弾、3 弾を今後検討していただきたいということで要望しておきます。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 59 号、令和 2 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは提出議案について御説明申し上げます。

議案第 59 号、令和 2 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 431 万 6 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 5,534 万 8 千円とするものであります。なお、詳細につきましては担当次長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは私のほうから議案 59 号、令和 2 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳出について御説明をさせていただきます。予算書の 10 ページ 11 ページをご覧ください。

1 款、1 項、1 目、10 節の需用費につきましてですが、新型コロナ

ナウシルス感染症対応に伴います学校の臨時休業によります現年度分の保護者の方の負担金の減額、460 万 2 千円から歳入を伴います食材の納入業者への違約金 28 万 5,718 円を差し引きしました 431 万 6 千円を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。予算書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。

1 款、1 項、1 目、1 節の保護者負担金の減額 460 万 2 千円と食材の納入業者への違約金 28 万 5,718 円について 80%にあたる学校臨時休業対策費補助金 21 万 4 千円の補正と残りの 20%にあたります 7 万 2 千円を一般会計より繰り入れをするものです。これにより歳入歳出とも 431 万 6 千円を減額してそれぞれ総額で 5,534 万 8 千円とするものです。

なお、違約金 28 万 5,718 円の内訳としましては 25 万 2,718 円が牛乳に係るもの、残りの 3 万 3 千円につきましては魚のすり身に係るものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、令和 2 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本日、提案させていただきました2つの議案につきましてご決定をいただきまして誠にありがとうございます。

専決処分の報告ではありましたが、損害賠償の額の決定の件につきまして西森議員から大変貴重な、私自身やはりしっかりと原点に立ち返らなければいけないと考えさせられる御意見をいただきました。本当にありがとうございました。

職員には改めて自動車の運転ほか、しっかりと公務員として法を遵守した行動をとってもらうように改めて伝えたいなというふうに思っております。また、役場の物品、自動車も含めて役場の資産については自分の持ち物だという思いをもって大切に使用してもらいたい、大事に使用してもらいたいということを改めて伝えたいなというふうに思いました。本当にありがとうございます。

先週の月曜日に県からも発表がありました佐川町在住の高知ファイティングドッグスの選手が新型コロナウイルスに感染がわかりました。大阪に家族のお見舞いに行かれたという中で、少し夜のスポーツバーに知り合いのお店に行ったときにどうも感染をしたということで少し心配もしましたが、感染経路が明らかになっているということ、あと濃厚接触者が限定をされているという中で、県とも連携をして高北病院でもしっかりと対応していただきましたが、濃厚接触者のPCR検査も行い、全ての方が陰性ということでコロナウイルス感染拡大の封じ込めができたということで少しほっとしております。住民の皆様には少しご心配をおかけした、不安になられた方もいらっしゃるという話も聞いてます。私にも直接「大丈夫かね」という声をかけていただいた方もいらっしゃいますが、本当に今回の件は県の迅速な対応、町も連携した対応ができてこういう形になって本当によかったなというふうに思っております。

ただ、今、日本全国感染がどんどん拡大をしております。Go Toキャンペーン、Go Toトラベルの件につきましては国のほうで少し方針転換もありましたが、日本中の多くの人が移動するということには変わらないんじゃないかなというふうに思っております。改めてしっかりと準備をすること、また、気を緩めずに迅速な対応をとること、このことを行政として高北病院、関係機関とも連携をしながら対処していきたいというふうに考えておりますので、また、議員の皆様におかれましては何かお気づきの点等ございましたらぜひ執行部のほうに御意見、御提言をいただければというふうに思い

ますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、町長挨拶を終わります。

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

令和2年第2回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時5分

以上、会議のてんまつは事務局長片岡雄司の記載したものであり、その内容の正確なことを証するために、ここに署名する。

佐川町議会議長

佐川町議会議員

佐川町議会議員

